(二)　前払式支払手段の払戻し時の公告に関する規定の整備
　前払式支払手段発行者が、その発行する前払式支払手段について払戻しを行う場合の公告に関する規定を整備することとした。（第二〇条関係）
(三)　前払式支払手段に係る苦情の処理に関する規定の整備
　前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないことを明確化することとした。（第二一条の二関係）
(四)　前払式支払手段に係る発行保証金の額の算定に関する特例
　前払式支払手段発行者は、発行保証金の額の算定の基準日について、毎年三月末日及び九月末日の基準日に加え、毎年六月末日及び一二月末日を基準日とすることを選択できることとした。（第二九条の二関係）
(五)　資金移動業の一部廃止に係る手続の整備
　資金移動業者が、その資金移動業の一部を廃止した場合の手続を整備することとした。（第六一条関係）

2　仮想通貨交換業に係る制度整備
(一)　定義
　「仮想通貨」の定義を定めることとした。（第二条関係）
(二)　登録制の導入
(1)　仮想通貨交換業（仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換等を業として行うことをいう。）は、登録を受けた法人でなければ行ってはならないこととした。（第六三条の二関係）
(2)　仮想通貨交換業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとした。（第六三条の三～第六三条の七関係）
(三)　業務に関する規定の整備
(1)　仮想通貨交換業者は、情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六三条の八関係）
(2)　仮想通貨交換業者は、利用者への情報提供など利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六三条の一〇関係）
(3)　仮想通貨交換業者は、利用者の財産を自己の財産と分別して管理し、その管理の状況について、定期に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととした。（第六三条の一一関係）
(4)　仮想通貨交換業者に関し、金融分野における裁判外紛争解決制度を設けることとし、紛争解決機関との間で契約を締結する措置等を講じなければならないこととした。（第六三条の一二及び第九九条～第一〇一条関係）
(四)　監督規定の整備
　仮想通貨交換業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、公認会計士又は監査法人の監査報告書等を添付した当該報告書の提出、立入検査、業務改善命令等の監督規定を設けることとした。（第六三条の一三～第六三条の一九関係）
(五)　認定資金決済事業者協会に関する規定の整備
　仮想通貨交換業者が設立した一般社団法人であって、仮想通貨交換業の適切な実施の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとするなど、認定資金決済事業者協会に関する規定を設けることとした。（第八七条、第八八条、第九〇条～第九二条及び第九七条関係）

四　その他
　その他所要の規定の整備を行うこととした。

五　施行期日
　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律（法律第六三号）（厚生労働省）

一　児童福祉法の一部改正関係

1　児童の福祉を保障するための原理に関する事項
(一)　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを規定することとした。（第一条関係）
(二)　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めるものとすることとした。（第二条第一項関係）
(三)　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うものとすることとした。（第二条第二項関係）

2　国及び地方公共団体の責務に関する事項
(一)　国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援するものとすることとした。ただし、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講ずるものとすることとした。（第三条の二関係）
(二)　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、児童福祉法に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うものとすることとした。（第三条の三第一項関係）
(三)　都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術（以下「知識等」という。）並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童福祉法に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行うものとすることとした。（第三条の三第二項関係）
(四)　国は、市町村及び都道府県の行う児童福祉法に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講ずるものとすることとした。（第三条の三第三項関係）

3　市町村の業務等に関する事項
(一)　市町村の業務として、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うことを規定することとした。（第一〇条第一項第四号関係）
(二)　市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならないものとすることとした。（第一〇条の二関係）
(三)　都道府県の業務として、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務及び家庭その他につき専門的な知識等を必要とする支援を行うことを規定することとした。（第一一条第一項第三号関係）
(四)　児童相談所長は、通告等を受けた児童若しくはその保護者を通わせ、若しくはその住所等において、児童福祉司等に指導させ、又は市町村等に委託して指導させることができるものとすることとした。（第二六条第一項第二号関係）
(五)　児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、児童及び妊産婦の福祉に関し、専門的な知識等を要しない支援を行うことを要すると認める者（施設入所等の措置を要すると認める者を除く。）を市町村に送致するものとすることとした。（第二六条第一項第三号関係）
(六)　児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者をその事業の実施に係る市町村の長に通知するものとすることとした。（第二六条第一項第八号関係）